

庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格者認定要領

(趣旨)

第1 この要領は、「庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る契約に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和62年島根県告示第211号。以下「審査要綱」という。)の規定に基づき、入札参加資格申請者の認定方法を定める。

(認定対象業種)

第2 認定は、次の各号に掲げる業種について行う。

- 1 庁舎の清掃業務
- 2 庁舎の機械警備業務
- 3 庁舎の警備員警備業務
- 4 庁舎の貯水槽清掃業務
- 5 庁舎の害虫等防除業務

(格付)

第3 入札参加資格があると認められた者を、A級、B級及びC級の3等級に格付けする。

1 下記の項目を評定する。

①審査を受けようとする営業種目の年間平均契約金額

庁舎の清掃業務

区分	1億5千万円以上	1億円以上1億5千万円未満	5千万円以上1億円未満	3千万円以上5千万円未満	1千万円以上3千万円未満	1円以上1千万円未満
点数	50点	40点	30点	20点	10点	5点

庁舎の機械警備業務

区分	5千万円以上	3千万円以上5千万円未満	1千万円以上3千万円未満	5百万円以上1千万円未満	2百万円以上5百万円未満	1円以上2百万円未満
点数	50点	40点	30点	20点	10点	5点

庁舎の警備員警備業務

区分	1億円以上	5千万円以上1億円未満	2千万円以上5千万円未満	1千万円以上2千万円未満	5百万円以上1千万円未満	1円以上5百万円未満
点数	50点	40点	30点	20点	10点	5点

庁舎の貯水槽清掃業務

区分	5百万円以上	4百万円以上5百万円未満	3百万円以上4百万円未満	2百万円以上3百万円未満	1百万円以上2百万円未満	1円以上1百万円未満
点数	50点	40点	30点	20点	10点	5点

庁舎の害虫等防除業務

区分	5百万円以上	4百万円以上5百万円未満	3百万円以上4百万円未満	2百万円以上3百万円未満	1百万円以上2百万円未満	1円以上1百万円未満
点数	50点	40点	30点	20点	10点	5点

②自己資本額

区分	5千万円以上	3千万円以上5千万円未満	1千万円以上3千万円未満	5百万円以上1千万円未満	1円以上5百万円未満
点数	15点	12点	9点	6点	3点

③従業員数

区分	150人以上	100人以上150人未満	50人以上100人未満	20人以上50人未満	20人未満
点数	10点	8点	6点	4点	2点

④営業年数

区分	20年以上	15年以上20年未満	10年以上15年未満	5年以上10年未満	5年未満
点数	10点	8点	6点	4点	2点

⑤流動比率

区分	120%以上	100%以上120%未満	80%以上100%未満	60%以上80%未満	60%未満
点数	15点	12点	9点	6点	3点

⑥障害者雇用法定雇用率達成の有無

区分	障害者雇用の義務のない者が法定雇用率を達成している場合	障害者雇用の義務のある者が法定雇用率の2倍を達成している場合	障害者雇用の義務のある者が法定雇用率を達成している場合	障害者雇用の義務のある者が法定雇用率を達成していない場合
点数	5点	5点	0点	-5点

⑦しまね障がい者就労応援企業(しまねゆめいくカンパニー)認定の有無

区分	有	無
点数	2点	0点

⑧しまね子育て応援企業(こっころカンパニー)認定の有無

一般事業主行動計画の策定及びこっころカンパニー認定状況

区分	策定義務のない者が策定し、かつ、こっころカンパニーの認定を受けている場合	策定義務のない者が策定している場合	策定義務者が策定し、かつ、こっころカンパニーの認定を受けている場合	策定義務者が策定している場合	策定義務のある雇用主が策定していない場合
点数	5点	2点	5点	0点	-5点

⑨しまね女性の活躍応援企業登録の有無

区分	有	無
点数	5点	0点

2 上記により算出した点数を合計し、次のとおり格付けする。

算出点数	格付等級
70点以上	A
50点以上70点未満	B
50点未満	C

なお、審査を受けようとする営業種目について売上高及び契約実績がない場合又はそれを確認できない場合は、C等級に格付けするものとする。

(入札参加資格)

第4 入札参加者の指名は、ひとつの入札において、単一企業と協同組合とを併せて参加させることができる。ただし、協同組合を参加させるときは、その協同組合の構成員となっている業者を単一企業として参加させることができない。

附則

1 この要領は平成12年10月1日から適用する。  
(平成13年1月1日から平成14年12月31日までの資格申請に係るものから適用する。)

附則

1 この要領は平成14年12月20日から適用する。  
(平成15年1月1日から平成16年12月31日までの資格申請に係るものから適用する。)

附則

1 この要領は平成19年1月1日から平成20年12月31日までの資格申請に係るものから適用する。

附則

1 この要領は平成21年1月1日から平成22年12月31日までの資格申請に係るものから適用する。

附則

1 この要領は平成23年1月1日から平成24年12月31日までの資格申請に係るものから適用する。

附則

1 この要領は平成28年11月8日から適用する。